

秋田県立平成高等学校  
生徒指導に関する規程

# 1 生徒心得

1. 平成高校生の一員として、また地域の一員として校内外で良識ある言動を心がけること。
2. 進路を考え目的意識と自ら学び続ける意志を持ち、自身を日々向上させるよう心がけること。
3. 地域の文化・伝統を積極的に知ると共に国際社会に生きていくにふさわしい知識と考え方を  
持つよう心がけること。
4. 学年、科を超えて友人・先輩・後輩や教職員とのふれあいを大切にし、他人を思いやる心を  
養い実践するよう心がけること。
5. 部活動に積極的に参加し、学習と両立するよう心がけること。
6. 校舎内外は常に清潔整頓に心がけ、施設設備も大事に扱うこと。なお、故意に破損させた場  
合は弁償させることもある。
7. 望ましい生活習慣を身に付け、心身共に健全な日々を送るよう心がけること。
8. 通学には身分証明書(生徒手帳)を携帯し、指定の制服を着用するとともに持ち物・頭髪は  
平成高校生にふさわしいものとする。
9. 登校は始業時刻までに完了し、終業時間までは許可なく外出はしないこと。
10. 交通道德を守り、自他の交通安全に心がけること。

## 2 整容に関する規程

<華美にならず高校生にふさわしいこと>

1. 頭 髪……高校生にふさわしいもので染髪、脱色、パーマ等は許可しない。
  - ①男子……眉、耳、襟が隠れない。
  - ②女子……肩にかかるものは結ぶ。眉が隠れない。
  
2. 制 服……入学時のままとして改造等は認めない。

左襟に「校章」、左胸に「ルーム章」をつける。

  - ①男子……指定のYシャツ、ネクタイ、ベルト着用のこと。
  - ②女子……スカート丈は「ひざ」の中間程度。

指定のブラウス・リボンを着用すること。
  
3. 校内用靴……指定のもので踵はつぶさない。
4. 通学用靴……華美でないもの
5. ソックス……①男子……白とする。
  - ②女子……儀式時は学校指定、それ以外は夏服が白、冬服が紺。
  
6. ストッキング……黒色とする。(12月1日から翌年の入学式までは必ず着用する。)
7. コート……防寒具としてふさわしく、華美でないもの
8. セーター……寒いときには、ブレザーの下に着用して良い。

色は黒・紺の2色とし、柄のない無地とする。  
カーディガンは禁止する。
9. カバン等持ち物……学生カバン、バッグ、ザックでもよい  
学習用具等毎日持ち運ぶことができる大きさのもの
10. その他……学習に不必要な物は一切持ち込まない

※儀式時の正装について

- ①男子……スラックス(グレー)、ネクタイ(赤)、ソックス(白)
- ②女子……スカート(紺のチェック)、ストッキング(黒)、指定ベスト

※更衣について……時期は天候に応じて移行期間を設けるなどして指示をするが、別紙規定に従うこと。

## 3 届け出について

1. 次の事項については届け出・許可制になっている。

- ・欠課、早退
- ・集会、団体への加入、地域行事への参加
- ・旅行、アルバイト、登山、キャンプ
- ・異装
- ・自動車学校入校、自動車運転免許取得

2. 次の事項については届け出制になっている。

- ・欠席、忌引き、遅刻
- ・事故、災害
- ・補導を受けた場合
- ・止宿
- ・自転車通学
- ・学校の施設備品の破損

## 4 職員週番について

1. 放課後、校内の巡視をし、清掃状況・破損箇所のみならず、居残り生徒の状況等を把握して、該当欄に記入する。

2. 巡視の際は、窓の施錠・消灯等を確認する。または、居残り生徒に対し、下校の際の片付けと窓の施錠、消灯を指示する。

## 5 交通安全に関する規程

### 1. 自転車の使用について

- ①自転車の使用を希望するものは、所定の用紙(自転車使用届)により届け出ること。
- ②危険を伴うような自転車は使用を禁止する。
- ③防犯登録を済ませ、指定のステッカーを所定の場所に添付した自転車を使用する。
- ④冬季の使用は禁止する。
- ⑤交通規則、マナーを守ること。

### 2. バイク、自動二輪について

- ①バイク、自動二輪の免許取得、運転、同乗を禁止する。

### 3. 自動車普通免許取得について

- ①. 所定の許可願いを提出し、許可を得てから自動車学校に入校・免許取得すること。  
(詳しくは別紙細則による)
- ②以前に交通違反行為で補導・処分された者は、一定の期間自動車学校入校免許取得はできない。
- ③免許取得後は速やかに免許証を学校に提出し、卒業式終了まで学校保管とする。

## 6 自動車学校入校許可基準

### 1. 自動車学校入校許可基準

- (1)進路の内定している者……ただし、就職希望でまだ内定していない者については冬休みになれば考慮する。
- (2)欠点科目が規定数内の者……2学期中間考査・期末考査は2科目以内である者、また、学年末考査において追認試験を受けなくてもよい者。
- (3)18才になった者……18才未満でも冬休みになれば考慮する。
- (4)交通関係の違反のない者……無免許運転、バイク使用などで指導を受けた者は許可しない。ただし、学年末考査以降に考慮する。
- (5)学校納入金の滞納がない者

### 2. 入校手続き

- (1)自動車学校入校説明会に保護者同伴で出席した場合に入校願、誓約書を配付する。
  - ①自動車学校入校許可願
  - ②自動車学校入校誓約書  
(担任、学年主任、生徒指導部長、教頭の順に許可を得て、係に提出)
- (2)入校許可書 発行
- (3)入 校 (入校許可書を自動車学校の受付に提出)
  - ③自動車学校入校証明書を係に提出する。  
(入校手続きは自分で自動車学校に連絡をとって行うこと。)

### 3. 仮免、検定、運転免許の受検

- (1)仮免許試験、卒業検定試験については原則として各一回だけ授業を欠席しての受検を認める。  
ただし、その場合は事故欠扱いとなり、出停にはならない。
- (2)運転免許受検については休業中(冬季休業、学年末考査以降)である。
  - ④仮免許試験許可願  
(担任、学年主任、生徒指導部長の順に許可を得て、係に提出)  
仮免許試験許可証発行後、仮免許受検
  - ⑤卒業検定受検許可願  
(仮免許受検許可願いの手順と同じ)  
卒業検定受検許可証発行後、卒業検定受検
  - ⑥運転免許試験受検許可願  
(仮免許受検許可願いの手順と同じ)  
運転免許試験受検許可証発行後、受検

#### 4. 運転免許取得最後の手続き

- (1)免許証を取得した翌日学校に預ける。翌日が休日である場合はその次の日である。
- (2)免許証は卒業まで学校で保管する。

#### 《注意事項》

- ①取得免許は「普通免許」とし、自動2輪、原付バイクの免許取得は禁止する。
- ②免許取得してすぐ、免許証学校預かりになるので、絶対運転してはならない。
- ③自動車学校通学は、仮免・卒検の一回ずつを除いては授業を欠席してはならない。
- ④定期考査前一週間から考査終了まで通学してはならない。
- ⑤考査終了まで「教習手帳」を学校へ提出。
- ⑥③、④、⑤違反の場合は1週間以上、自動車学校への通学を停止する。
- ⑦2学期期末考査前に入校していても、2学期期末考査で欠点科目3科目以上とった生徒は通学を中断させる。
- ⑧平常授業日の自動車学校への通学は清掃・行事・クラスの仕事等を済ませてからにすること。また、制服とする。
- ⑨自動車学校内等で問題行動を起した場合は、卒業式後まで通学を停止する。
- ⑩入校許可なく入校した場合も卒業式後まで通学を禁止する。

## 7 アルバイトに関する規程

1. 所定の許可願いを提出し、許可をとってから行う。
2. 土、日、祝日、休業日以外又は午後6時以降の勤務は許可しない。ただし、新聞配達等はこの限りではない。
3. 宿泊を伴うものや危険な業務、高校生としてふさわしくない業務は許可しない。
4. 長期休業中は原則として、夏休み20日以内、冬休み15日以内、春休み10日以内とする。
5. その他、特別の事情がある場合は審議のうえ許可する場合もある。
6. 許可期限が終了次第報告書と許可証を提出すること。

## 8 旅行・キャンプ・登山等に関する規程

1. 所定の許可願いを提出し、許可をとってからのこと。
2. 家族以外の者との行動の場合は、必ず計画書等を提出のこと。
3. 許可願い、計画書等は1週間前までには提出のこと。

## 9 高校生の選挙運動・政治的活動についての留意事項

1. 満18歳以上の生徒は、選挙運動をすることができる。
2. 校内における選挙運動や政治的活動は制限または禁止する。
3. 校外で行う選挙運動や政治的活動について
  - ①保護者の理解の下、生徒が判断して行うことができる。
  - ②違法なもの、暴力的なもの、自分自身や他の生徒の学業や生活に支障がある場合は制限または禁止する。
  - ③学校への届け出は必要ない。
4. インターネットを利用した選挙運動について
  - ①ツイッター、フェイスブック、LINE等は可能。
  - ②電子メールについては禁止されている。  
候補者や政党からの電子メールを受信することだけは可能であるが、返信や転送は違法となる。
5. 公職選挙法等、法令を遵守し、上記のルールに従い適切な行動を取ること。不適切な行為があった場合は、生徒指導上の問題として処分される場合もある。